

平成20年第1回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成20年3月13日 午前10:00

○閉 会 午後 2:43

○出席議員（20名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 恵佐雄
8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久	10 番 赤 平 末次郎
11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	19 番 大 谷 貞 廣	20 番 西 村 武
21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石 川 光 男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小 林 洋	総 務 部 長	肥 田 野 耕 二
会計管理者兼会計課長	門 間 鋼 悦	産 業 建 設 部 長	伊 藤 賢 志
水道局長兼水道課長	澤 井 昭	教 育 次 長	山 平 東
市民生活部長	菅 生 一 也	福 祉 保 健 部 長	丸 谷 昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中 泉 作 右 衛 門	総 務 課 長	鈴 木 公 悦
市長公室長	鈴 木 司	財 政 課 長	幸 村 公 明
税 務 課 長	伊 藤 正	産 業 課 長	山 口 義 光
建 設 課 長	鈴 木 利 美	総 務 学 事 課 長	櫻 庭 新 悦
幼児教育課長	伊 藤 清 孝	生 涯 学 習 課 長	瀬 下 三 男
市 民 課 長 兼 飯 田 川 総 合 密 ロ セ ン タ ー 長	宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長	児 玉 俊 幸
健 康 課 長	小 林 健 一	収 納 課 長	菅 原 龍 太 郎
追 分 出 張 所 長	鈴 木 久 雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 仲 茂 隆

下水道課長	藤原貞雄	都市整備課長	佐々木博信
国体事務局長	菅原徳志	スポーツ振興課長	根一
生活環境課長	鈴木鋼生	高齢福祉課長	伊藤律子
昭和総合窓口センター長	川上秀佐男	天王総合窓口センター長	三浦喜博
追分地区児童館長	櫻庭久俊		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第1回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成20年3月13日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第 4号 潟上市名誉市民条例（案）について
- 日程第 2 議案第 5号 潟上市表彰条例（案）について
- 日程第 3 議案第 6号 潟上市後期高齢者医療に関する条例（案）について
- 日程第 4 議案第 7号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第 8号 潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 9号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第11号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第12号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第13号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第14号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第15号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について
- 日程第13 議案第16号 平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第14 議案第17号 平成19年度潟上市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 平成 1 9 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 平成 1 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 0 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 平成 2 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 平成 2 0 年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度潟上市後期高齢者医療医療特別会計予算（案）について
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について

- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 9 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 0 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 1 請願・陳情について
- 日程第 4 2 各常任委員会報告
総務常任委員長
社会厚生常任委員長
産業建設常任委員長
文教常任委員長
- 日程第 4 3 議案第 4 4 号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 4 5 潟上市議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査申出書について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、当局より追加議案として提出されました議案第44号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、本日、議会運営委員会を開催し協議の結果、本日の日程に追加議案として取り扱い致します。

【日程第1、議案第4号 潟上市名誉市民条例（案）について から 日程第16、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第4号から日程第41、請願・陳情についてまでを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第42、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第42、各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

また、委員長報告の後、質疑および討論を行います。各補正予算（案）ならびに当初予算（案）については、各委員長報告が全部終了後に1件ずつ採決致しますので、お願いします。

なお、条例（案）と特別会計の繰り入れ、陳情については、採決まで行います。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

それでは、はじめに総務常任委員会の報告を求めます。大谷総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第1定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成20年3月5日、6日
2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、佐藤幸孝、藤原幸作、大谷貞廣
3. 説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、各関係課長
4. 書記 総務部 財政課 渋谷一春
5. 審査の経過と結果

議案第4号、潟上市名誉市民条例（案）について。

本条例は、表彰規定の見直しを行ったことに伴い、関係条例を制定するものです。

委員から、表彰を予定している人がいるかという質問があり、当局から、対象者のリストづくり、式典の規模等については今後精査していくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、潟上市表彰条例（案）について。

本条例は、表彰規定の見直しを行ったことに伴い、条例の全部を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、統計法の全部を改正する法律が平成19年5月23日に公布されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、商工会が平成20年4月1日付けで合併することに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員から、本条例に基づいて派遣された職員、今後派遣を予定しているかとの質問があり、当局から、派遣したことはないし、今のところは予定はないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、職員の赴任に伴う住所または居所の移転に際し、移転料、着後手当等について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について。

歳入は、補助金等の額の確定による補正です。また、1款市税1項市民税における法人分は、電子部品関連企業3社の業績が好調によるものです。

歳出は、2款1項総務管理費は基金積立金等による増です。

2款2項徴税費は、地籍調査によって土地が不存在となったもの、および建物の評価誤りがあったものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入は財産貸付収入および繰越金等、歳出は財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入は財産貸付収入および繰越金等、歳出は財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入は繰越金等、歳出は財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入について、1款市税は26億2,592万5,000円で、市民税については2.8%の増、固定資産税は2.3%の増、入湯税については1.9%の増で計上しています。

2款地方譲与税は1億5,390万円で、0.6%の減で計上しています。

6款地方消費税交付金は2億5,740万円、7款自動車取得税交付金は4,500万円で計上しています。

8款地方特例交付金2,010万円は、30.9%の減となっています。

9款地方交付税54億7,860万円は、1.8%の増額となっています。

14款県支出金7億7,619万8,000円は、合併市町村特例交付金、各種事務委託金が主なものです。

17款繰入金3億1,822万4,000円は財政調整基金繰入金、18款繰越金6,000万円は前年

度繰越金、20款市債4億7,840万円は臨時財政対策債等が主なものです。

歳出について、1款議会費は1億8,228万3,000円で、議員報酬および職員の人件費が主なものです。

2款1項総務管理費10億9,420万2,000円は、各種審議会等の委員報酬、広報費では広報発行の印刷製本費、財政管理費では新たに地方公営企業等金融機構出資金を計上しています。財産管理費では庁舎等の管理委託料、企画振興費では地域審議会委員の報酬、電子計算費ではパソコン機器の保守管理委託料および購入費、自治振興費では広報等配布に係る連絡嘱託員報酬、自治会育成助成金等を計上しています。

2款総務費2項徴税費1億4,894万3,000円は、職員の人件費が主なものです。

2款4項選挙費3,771万8,000円では、職員の人件費、農業委員選挙、秋田県知事選挙、市長選挙および市議会議員補欠選挙に係るものが主なものです。

2款5項統計調査費1,554万6,000円は、各種調査員報酬等と、地籍調査費は平成19年度の機構改革に伴い、地籍調査が都市整備課より財政課に異動したことによるものです。

6項監査委員費791万6,000円は、職員の人件費、監査委員報酬等が計上されています。12款公債費17億5,028万9,000円は4.4%の減、13款予備費は1,500万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について。

歳入について、2款の繰入金は66万9,000円で、財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について、1款総務費57万3,000円は、一般管理費では協議員の報酬等を、財産管理費では人夫賃金等を、2款予備費は10万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第40号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について。

歳入について、1款の財産収入は18万1,000円で墓地貸付収入および斎場用地貸付収入を、2款の繰入金は33万6,000円で財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について、1款総務費42万円は、一般管理費では協議員の報酬等を、財産管理費では人夫賃金等を、2款予備費は10万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第41号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について。

歳入について、1 款の財産収入は26万2,000円で最終処分場用地貸付収入を、2 款の繰入金は27万7,000円で財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について、1 款総務費44万2,000円は、一般管理費では協議員の報酬等を、財産管理費では人夫賃金等を、2 款予備費は10万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第42号、平成20年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について。

歳入について、2 款繰入金1,285万8,000円は一般会計繰入金を計上しています。

歳出について、1 款土地費1,286万2,000円は土地開発公社償還金を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情について。

この件につきましては、陳情事項1については行革の観点から採択はできないが、2および3については現状を考慮した場合、採択すべきことから、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長報告に対する質疑ですので、お願いします。

最初に、議案第4号、潟上市名誉市民条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、潟上市表彰条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号、平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号、平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号、平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 20年度の予算（案）につきましては、2点について質問させていただきたいと思えます。

1点めは、総括質疑でも若干の質問、触れられたと思いますが、財政調整基金のあり方というか行方というようになりますが、20年度予算で3億を超える財政調整基金からの繰り入れがあるわけなんです、この財政調整基金について総括質疑の中では、底がつかないように上手なといいますか、やりくりをしていくんだというご説明もあったわけなんです、委員会の中では具体的に今後の財政計画に基づく財政調整基金のあり方、進め方というものがあるような説明があって、どのような質疑があったのかを伺いたいということ。

それと、その財政調整基金の中に合併特例債の使い方、活用の仕方についても含まれた考え方があったかどうかというような部分が1点であります。

もう一つ、2点めのところは、市長の所信の表明のところにもありましたが、パソコン機器の更新について年次計画で更新を行っていくというご説明があったわけですが、20年度予算についても約8,800万円の保守委託料が計上されております。この金額の高い低いというのは一概に言えないわけですが、このパソコン機器の年次計画による更新計画、今後どのようにパソコンが更新されていくかというようなところが、どのように当局の説明があって審議されたか、2点についてお伺いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 伊藤議員のお答えします。

まず一番はじめの財政計画のことであります。当委員会では、そのような討議はしておりません。

それからパソコンの年次計画なんですけれども、これは平成25年までに年次計画で更新して、更新を図ると。本年度は、20年度は100台の更新を予定しております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 審議が、1番めのところ、審議がなかったというようなことでございますが、予算書の中ではですね、財調からの繰り入れ3億1千いくらという数字が、1,822万円というのが当然予算書に出ておまして、委員長の報告の中にも記載されているわけでありまして、この3億1,800万円の財調を取り崩して予算構成をするということについて全く議論がなかったのかということですが、それでは、この3億1千いくらという繰り入れについて、当局からはどのような説明で、この3億いくらの基金崩しを行わなければならなかったかという理由はどういうご説明があったのでしょうか。

それから、パソコンについて平成25年まで、今年度は、20年度は100台ということですが、予算ベースでいくと5年計画でどれぐらいの予算、全体の予算が使われていくのかという計画についてもあわせて伺います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 先ほどパソコンの件については私説明した、当局から説明されたとおりでんすけれども、財政の件に関しては審議をされておりませんでした。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 二度伺って審議がないということでございますけれども、私2回めに伺ったのは、この3億1,800万円を繰り入れなければならなかった予算構成上の理由は、どのように当局から説明が委員会に対してあったのかというところを伺いたいということが2回めの質問のところにありましたので、その辺のところをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 私の記憶では、当局の説明はなかったとおるので

すけれども。

以上です。

○14番（伊藤 博） 終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。13番。

○13番（佐藤 昇） 委員長、どうも御苦労さんです。1点だけ伺います。

報告書の5ページの地籍調査のところですが、機構改革に伴いまして地籍調査がこちらの方へ行ったということは理解できます。それで今、かなり前から地籍調査が実施されておりました、これまでの進捗状況と、このたびの1,000万円、予算書では60ページですが、1,100万円ほど計上されておるわけですが、地域は今、今年度はどの付近を今調査していくのかということをお知らせください。

と申しますのは、この地籍調査というものはかなり先々を考えた場合、土地の計画、あるいは土地利用計画、あるいは工事をした場合でもこの地籍調査が遅いがかんかなり工事がいわゆるストップしなければいけない時点も昨年度あったということで、私から考えてみますと、この増額した方がいいと考えておりますが、それはそれとしまして、このたびの地籍調査はどの付近で、そしてでき得るならば、完成、この地籍調査が終わる時点は平成何年頃なのかということをお知らせください。お願いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 13番佐藤議員のお答えします。

地籍調査費は、当初、当初予算額は1,160万2,000円で、前年度に比べて122万2,000円の増であります。主なものは、地籍委託料が1,078万3,000円です。20年度の調査は、総筆数が970筆、面積にして0.48k㎡、場所は天王地区の上江川、二田、中分水、下分水が実施地区でございます。

後のことについては審査しておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第39号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第40号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号、平成20年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第2号、地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号については、総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、陳情第2号は総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定になりました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。1番千田社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長(千田正英) おはようございます。

それでは、社会厚生常任委員会に付託された議案について報告します。

審査年月日、平成20年3月5日、6日、10日の3日間でございます。

出席委員は、全員でございます。

説明当局、福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長でございます。

書記には、市民生活部 市民課 門間善一郎さんをお願い致しました。

審査の経過と結果を報告します。

議案第6号、潟上市後期高齢者医療に関する条例(案)について。

本条例は、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、必要な事項を定めたものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、総務省より住民基本台帳カードの普及を図るため、発行手数料を無料にするもので、無料化にすることにより、特別交付税による財政支援を得ることになります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、老人保健法の一部が改正され、市がこれまで担ってきた老人保健事業のう

ち、40歳から65歳未満の住民に対する機能訓練が健康増進法の第17条に位置づけられ、平成20年4月1日に施行されることに伴い、一部改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと致しました。

議案第12号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、健康保険法の一部改正に伴い、関係する葬祭費の項目を追加したものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと致しました。

議案第13号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、平成16、17年の税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する被保険者について、平成18年度から激減緩和措置として段階的に保険料を低く設定しています。平成20年度も継続する必要があるため、一部を改正をするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について。

歳入、13款1項1目民生費国庫負担金1,880万9,000円の減額補正は、障害者福祉費負担金、保険基盤安定負担金、生活保護費負担金のそれぞれ事業確定見込みに伴うものです。

13款2項1目民生費国庫補助金1,159万7,000円の増額補正は、後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金が主なものです。

歳出について申し上げます。

3款1項2目障害者福祉費1,938万7,000円の減額補正は、身体障害者補装具給付費、介護給付費・訓練等給付費の実績見込みによる減が主なものです。

3款1項4目老人保健医療費1,868万円の増額補正は、後期高齢者医療制度の実施に伴うものです。

3款3項2目扶助費1,000万円の減額補正は、生活扶助費の対象世帯、人員の減によるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入、1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税2,200万円の増額補正は、被保険者数の増によるものです。

4款1項1目療養給付費等交付金5,059万円の増額補正は、退職被保険者等医療費の実績見込みです。平成18年度療養給付費交付金の額の決定によるものです。

歳出、2款1項2目退職被保険者等療養給付費7,232万2,000円の増額補正、5款1項1目高額医療費拠出金1,173万1,000円、4目保険財政共同安定化事業拠出金2,595万1,000円の減額補正は、それぞれ実績見込みによるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入、1款1項1目医療費交付金4,574万9,000円の増額補正、2款1項1目医療費負担金1,899万4,000円の増額補正は、それぞれ実績見込みによるものです。

歳出、1款1項1目医療給付費7,105万7,000円の増額補正、2目医療支給費503万7,000円の増額補正は、それぞれ医療費の増嵩見込みによるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入について、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金2,364万4,000円の増額補正は、介護保険給付費の増加に伴う基金繰り入れです。

歳出、2款1項1目介護サービス給付費2,700万円の増額補正は、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の実績見込みによるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）について。

第2表債務負担行為は、介護老人福祉施設「天王苑」整備事業補助金で限度額が2,430万円、地域密着型介護老人福祉施設「天王苑」27床の新築工事に伴うもので、施設を小規模化することにより、年々増加する要介護認定者の重度化に対応するものです。

歳入について申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金のうち生活支援給付費負担金の中国残留邦人生活支援給付費421万9,000円は、法律の改正に伴い、今回新たに生活保護費と区分されたものです。

14款1項1目民生費県負担金のうち後期高齢者医療保険基盤安定拠出金4,558万5,000円は、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度のシステム改修に伴う補助金です。

17款1項1目特別会計繰入金のうち国民健康保険事業特別会計繰入金2,656万3,000円は、平成20年度から行う特定健診の実施に伴うものです。

歳出、3款1項2目障害者福祉費は、対前年度973万9,000円の増で、障害者自立支援法に伴う介護給付費・訓練等給付費が主なものです。

3款1項4目老人保健医療費は、後期高齢者医療制度への移行に伴い、対前年度2億9,334万4,000円の減となっています。

3款1項9目後期高齢者医療費3億6,050万4,000円は、新たに設けられた項目で、県後期高齢者医療広域連合の事務費および医療給付費の負担金、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

3款3項2目扶助費は、対前年度比1,455万2,000円の減で、主に医療扶助費の減額によるものです。

4款1項4目成人保健費は、対前年度比765万6,000円の減で、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律の適用により、健診方法も変わり、また、新たに特定健診および特定保健指導と高齢者健診が実施されることとなります。

9款1項1目消防費は、対前年度比518万円の増で、追分地区に防火水槽の設置、天王第3分団の車庫建築工事、昭和第1分団のトイレ設置工事を予定しています。また、新規にふるさと消防団活性化助成事業の対象として屋外放送関連機器を導入するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ対前年度比1,115万9,000円の増で、歳入では、後期高齢者医療支援分が新たに増えたことにより、一般被保険者国保税が前年度に比較して5,189万7,000円の増、退職医療制度への加入者が65歳未満になったことにより、退職被保険者国保税が5,768万3,000円減額となっています。

歳出でも同様、老人保健医療費拠出金が4億3,806万6,000円の減額になり、新たに後期高齢者支援金等が加わり3億6,903万6,000円となっています。

一般被保険者療養給付費が3億1,339万6,000円の増、退職被保険者等療養給付費が2億2,266万8,000円の減となっています。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成20年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ前年度対比31億9,371万4,000円の減額です。これは、老人保健制度が平成20年度から後期高齢者医療制度に移行することによるもので、本年3月診療分の医療給付費が主な歳出です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者すべての方と65歳以上で一定の障害がある方が加入し、広域連合と市町村が協力して運営するものです。本年度は歳入歳出それぞれ2億6,824万3,000円となっています。対象者は3,734人を見込んでいます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について。

保険事業勘定、歳入、3款1項1目介護給付費負担金は、対前年度比3,177万2,000円の増。

4款1項1目介護給付費交付金は、対前年度比4,459万9,000円の増で、保険給付費の増加によるものです。

歳出、2款1項1目介護サービス給付費は、対前年度比1億5,158万6,000円の増で、特別養護老人施設の30床増床によるものです。

2款5項1目特定入所者介護サービス費は、対前年度比4,355万3,000円の増で、これは対象者の増加によるものです。

介護サービス事業勘定、平成19年度から区分されたもので、歳入歳出それぞれ1,052万7,000円で、対前年度比361万5,000円の減となっています。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ4,431万3,000円で、対前年度比25万7,000円の増となっています。一日4回の定時放送、20回線のテレホンサービスの実施等で、1,098戸の方々から基本料をいただいているとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書について。

本件については、この制度が平成20年4月から開始されるもので、既に準備ができて

いるものであること、本市では平成18年12月定例会で可決し、広域連合の設置を認めていることから継続審査と決しました。

陳情第4号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書についてです。

陳情第3号と同様の理由で継続審査と決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました、議案第6号、潟上市後期高齢者医療に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） お聞き致します。

この条例の7条をちょっとご覧になってください。これについて、文書、途中から読み上げますけれども、「文書その他の物件の提出もしくは提示を命じられて、これに従わず又は同等の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした時、10万円以下の過料を課する」ということの内容ね、どういうふうに委員会では審議したのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番さんにお答え致します。

この議案第6号の後期高齢者に関する7条についての過料のことにつきましては、審査はしてないんですけれども、後期高齢者に関するこの条例は、先ほど申しましたように広域連合で要するにもう4月から実施するということで既にスタートすることになっておりますので、全体的にこの条例は必要な事項を定めている条例ですので適当と判断致しまして、全会一致で原案のとおり可決しております。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） この7条の、私は審議というのは一つ一つの条例がね、ちゃんと妥当なのかどうかということ審議して、この全体の条例がいいか悪いかということ判断するのがやはり審議だと思うんですよ。この7条の中にはね、まず簡単に言えばですね、保険料を納められなくて滞納すれば保険証を取られると。その保険証を提出しなければ10万円以下の罰金に、過料をやるということですよ。保険料を払えない人がね、10万円の過料を課せられて、また払うことができるんですか。そこら辺ちょっと審議してないということなんですけれども、全体的な制度がね、発足するにあたって問題

点だと思うので、全体の問題点については審議していると思いますから、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番さんにお答え致します。

一応ですね、保険料を払えなくて保険証を取り上げられるということは、いろいろな緩和措置が、低額所得者とかそういう方には、それから18万円以下の方は窓口で納入するとかですね、そういう相談に低額所得者にも応じるようなシステムになっていると思います。窓口では低額所得者が来ますと、そういう措置というんですかね、もたられていると。そういう法律だと私は解釈しております。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 解釈じゃなくて、この条例が本当に妥当なものなのかどうかということを私は審議してもらいたかったということなんですよ。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。11番。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○11番（藤原典男） 私は原案に反対する立場から討論したいと思います。

この後期高齢者医療制度は、今、国会で4野党が、共産党や社民党や民主党や国民新党が衆議院で2月の28日、これを撤回するようという事で法案を出して今審議の途中でございます。そして、全国では512自治体が意見書、決議の採択、これ中止撤回を求める意見書なんですけれども、これは全議会の30%がそういうふうに決めております。事態がだんだんわかる中でこれは大変だということで、どんどんこういう動きが広まってきましたが、署名では350万人の方が署名しております。

これは、やはり政府が医療費の抑制ということで進めてきている政策なんです。1980年には国は30.4%の支出を医療費についてしてございましたが、2005年では25.1%、事業主は24%、そして今2005年では20.2%。それから地方の負担なんですけれども、これが非常に高くなっております。1980年では5.1%だったものが、2005年では2倍以上の11.4%。家計負担は、やはり40.2%から43.3%になっております。

今度、後期高齢者の医療の財政負担なんですけれども、後期高齢者の方は1割負担、現役世代の方は負担が4割、国保からですね、あと国から5割ということで、この例を見ますと、公的医療制度による自己負担は日本は16.1%、イギリスはわずか2%、ドイツは6%、フランスは11.2%、こういう医療費の流れを見ますと、こういう制度をつくるというのは世界の流れに逆らうものでございます。

75歳以上の方、年齢で制限をつけて医療を今度また区別する、こういうのは世界にはない制度でございます。そしてまた、保険の効かない医療を導入する、自己負担を増やす、健診制度が変わるとということで、国民年金は多い人で6万5,000円ぐらいなんですけれども、少ない人でやはり介護保険と年金から半分以上は引かれるという事態が出てきます。

問題点いろいろありますけれども、75歳以上というだけで他の医療から除外する。そしてまた、医療費のかかる入院患者を減らすと。75歳以上の方が入院したら、すぐ退院計画を立て、長期に及ぶと診療報酬を引き下げ病院の負担を重くする。終末医療は自宅で28万床を、終末医療は自宅で行うという方針です。今、ベッドの数28万床あるのを23万床減らし15万床にする。これはやはり人間らしい医療を受ける、終末の権利を奪うことにもなります。これは2012年度まで、こういうベッド数を減らしていくということです。

それから保険料は年金から引かれまして、これは65歳以上の方もそういうふうになりますね。滞納すると、今はやっていない保険証の取り上げを行うことになると。また、40歳以上の健診の省略化ということで、75歳以上は血圧の薬を飲んでいるということで自治体の行う健診から外されます。病院にかかっていない方は努力義務になり、地域で培ってきた健康管理体制が崩れることになります。また、子供の社会保険から強制的に外され、年金がなくても死ぬまで払うことになります。そしてまた、65歳から74歳の方は介護保険と一緒に年金から引かれ、年金額の人は本当に大変な状況になると。

こういう国会の動きもありますので、これは潟上市としても議決をやはり思いとどまるべきだということで反対の討論を終わります。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決

です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算(第11号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号、平成19年度潟上市老人保健事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(藤原典男) 今までであれば一般会計から総合健診ということで行ってきましてけれども、今度は国保でやることになりますね。その持ち出しはどれくらいなのでしょう。

○議長(藤原幸作) 1番。

○社会厚生常任委員長(千田正英) ちょっと何ページのあれですか。一般会計からの繰り出しですか。

ちょっと待ってください。

○議長(藤原幸作) 暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

.....
午前11時07分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き再開します。

1 番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番にお答えします。

審議しておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） どうも委員長御苦労さんです。

委員長報告の5ページの29号ですね、この天王苑を大きく取り上げておりますが、最近この利用者がどんどん増えている中で、いわゆる増床数が足りないと思います。しかし限度額が、補助金が2,430万円とありますが、最初から補助金がありきでございますけれども、「この施設を小規模化することによって年々増加する云々」と書いてありますけれども、この利用者が年々増えている中で案外大きくないというものを設定しておりますが、このことについて委員会ではどのような審議をされたのか、お伺いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 6番藤原幸雄議員のお答え致します。

これはですね、天王苑の増床分は、先ほども報告したように地域密着型介護サービスの施設として今回27床増床する分です。これは潟上市市民の人だけが入所できる施設でございます。特別老人ホームとほとんど同じような条件で定額で入所ができるというのが特徴な施設でございます。非常に、これは要するに、たくさんいますけれども、結局、定額、低所得の方も入所できるという非常にコンパクトな介護施設でございます。

これはですね、2,700万円というのは、これは、この補助金は市の補助金で介護保険の委員の検討委員会で検討されまして、こういう予算措置になったという報告がありました。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） ありがとうございます。

今、私聞き違いであるかどうかわかりませんが、「天王」だけと言いましたけれども、これは潟上市ですか、わかりました。先ほど「天王」だけと言うから、旧天王町だけかなと思ってひとつ確認をしたところでございますが、潟上市全体ということですね。わかりました。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。11番。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○11番（藤原典男） 私は今提案されています一般会計について、歳出の全部ではなく後期高齢者医療制度に係る部分についてだけ、これは問題があるということなので、その関連の予算だけについて反対するものです。

先ほど私質問しましたがけれども、後期高齢者医療制度に伴い特定健診により一般会計から2,656万3,000円ですか、これを国保の方に行っているということで、その健診の中身についても私知りたかったんですが、いずれ総合健診のあり方が一部省略ということで特定健診になり、健康管理体制にも問題が生ずるという影響がかなりあります。今後この地方の負担はこれに係りしてかなり負担が増えていくと思いますので、これに関連する国保の会計予算にも、そしてまた老人保健特別会計、後期高齢者医療保険特別会計にも反対致すものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

暫時休憩します。再開は11時25分とします。

午前11時12分 休憩

.....
午前11時25分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

次に、議案第30号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。11番。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○11番（藤原典男） 原案に反対の立場から、国保について申し上げたいと思います。

後期高齢者医療にかかわって、市町村の国保は老人保健制度の廃止と、これに伴う老

人保険拠出金の廃止。2つめは、後期高齢者医療制度の創設と、これに伴う後期高齢者医療支援金の創設。3つめは、退職者医療制度の廃止と、これに伴う療養給付費等交付金収入の廃止。4つめは、後期高齢者医療制度の創設と、これに伴う前期高齢者医療交付金収入の創設。5つめは、一般会計による基本健診の廃止と国保会計による特定健診、保健指導の導入。6つめが、後期高齢者が国保から抜けることに伴う変化と収納率の変動に伴うペナルティー、いわゆる調整交付金のカットなどが盛り込まれて、国保の財政構造が一変させられます。

この潟上市においては、国保から後期高齢者医療制度に移行する推定人員が2,700人、22%となり、国保を支える人数が大幅に減少するという中で会計の構成ですので、私は反対致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

次に、議案第31号、平成20年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 委員長報告の7ページの下から3行目ですか、「対前年対比で361万5,000円の減額になっている」ということになっておりますが、議案書にも確かそのとおり書いておりますが、主な理由が、361万円減額になった理由、ひとつあったのかどうかお伺いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 6番にお答え致します。

これは、介護サービス事業によっての事業の総体的な、事業の精算によって対前年度で361万5,000円の減となっていることでございます。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） これは単に前年対比は、いわゆる昨年が360万円ぐらい減額になったから今年はそのまま減額したと、そういう意味ですか。その内容をもう少し詳しくひとつお願いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） これはですね、やはり介護事業全体にかかわる事業をですね、精査したら前年度よりも361万5,000円が全体的に減の予算を組んだということです。全体の介護サービスの事業をやったら、いろいろな居宅サービスとかいろいろな施設に対しての給付金とか、要介護1の人とかですね、そういう全体的な事業の削減による361万5,000円の減になると思います。

○6番（藤原幸雄） 議長、もう一回いいですか。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） 説明で大体わかりましたが、いわゆる介護サービス事業が361万5,000円を減額しても、いわゆるサービスの低下にはつながらないということですか。そのところひとつご説明、いいですか。

○議長（藤原幸作） 1番、個人的なやりとりじゃなくて、正式に「1番」と言ってからご答弁願います。

○社会厚生常任委員長（千田正英） サービスの低下につながらないということです。さらに充実した介護サービスを今後も当局の方では指導されると思います。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第3号、後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(藤原典男) この制度は4月から始まるものですがけれども、継続審議となれば、この陳情の意味が消されてしまうと。ですから私は今いろいろな後期高齢者医療の問題をめぐっているような問題が生じておりますけれども、国会の中ではやはり4野党が提出して、これやはり撤回すべきだという議論もある中で、継続審議となるということは認めるということですからね、4月からの。そういう点では、どうして継続審議としたのかということです。

○議長(藤原幸作) 1番。

○社会厚生常任委員長(千田正英) 11番さんにお答え致します。

趣旨は、陳情趣旨はよくわかるんですけれども、要するに広域連合で4月1日から開始するというので、今ここで不採択ということよりも、もうちょっと内容を、様子を見ると、6月まで。そういうことで継続審査に致しました。

○議長(藤原幸作) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号については、社会厚生常任委員長報告のとおり継続することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、陳情第3号は社会厚生常任委員長の報告のとおり継続することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第4号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 今まで広域連合の議会がいろいろありまして、内容を見ますと、やはり当局提案どおりほとんど審議のないまま決まってきたというのが状況だと思うんです。この広域連合に対する県民の声をどういうふうに連合の皆さんに届けていくのかということになれば、市民からの直接的なやはり有力なものは議会に陳情してですね、それで採択して、まず考えてもらうということが有力だと思うんですよ。ですから、議会の果たす役割というのは非常に大きいと思うんですが、これはどれをとってもね、やはり正当なものだと思うので、これについてはやはり継続じゃなくて、このままずばりのものを広域連合の方にお伝えするのが仕事じゃないかと、議会の、というふうに思いますけれども、その点についてはどういうふうにご審議されたのかお願いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番さんにお答え致します。

これは陳情第3号と同じでいろいろ精査して、今後もうちょっとですね、検討していきたいということでした。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。11番。

○11番（藤原典男） これは先に出された陳情第3号とまるっきり別の立場からの、言ってみれば広域連合にこういうことをしていただきたいというお願いなんですよね。だから意味は全然違うと思うんですよ。どうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） そういう点で、第4号はですね、非常にいろんなことをもう一度6月まで勉強するというので、もうちょっと検討したいということで審査を終わっております。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。11番。

まず、原案に反対者の発言を許します。

- 11番（藤原典男） 陳情第4号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書について、私は委員会の継続審査というよりは採択した方がいいという立場から討論したいと思います。

広域連合については、県民の声をどう反映していくというのは非常に難しいことだと思いますけれども、直接、県民が広域連合に意見を言う場をつくることは大事なことだと思います。そういう点では、県内の市町村が議会を通して意見を述べることも有効な手段だと思います。

今回、陳情で出されている項目は、どれをとっても正当なものでありますし、4月実施する対応を進めるためには陳情を認めるべきではないかと思い、採択の討論を致したいと思います。

- 議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

陳情第4号については、社会厚生常任委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、陳情第4号は社会厚生常任委員長の報告のとおり継続審査することに決定になりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。再開は午後1時にします。

午前11時40分 休憩

午後1時00分 再開

- 議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。20番西村産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

- 産業建設常任委員長（西村 武） ただいまより産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成20年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規

定により報告を致します。

審査年月日、平成20年3月5日、6日、10日。

出席委員、藤原典男、小林悟、菅原久和、堀井克見、西村 武の全員でございます。

説明当局は、産業建設部長、水道局長、各関係課長

書記には、農業委員会の桜庭春樹さんを任命しております。

審査の経過と結果についてご報告致します。

議案第14号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、中小企業振興融資あっせん制度に小口零細企業融資保証制度を新設することに伴い、条例の関係部分を改正するもので、委員から、融資制度の内容についての質問があり、融資相談手続きの経緯や申請者の資格、商工会の役割等について説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について。

歳入についての主なものを申し上げます。

14款2項4目農林水産業費県補助金は93万8,000円の増額で、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金74万6,000円の増額で、事業確定によるものであります。

20款1項2目土木債は1,310万円の減額で、これは市道改良工事費の確定によるものであります。

歳出について主なものを申し上げます。

6款1項農業費は27万8,000円の減額で、これは農業振興費の各補助金等91万3,000円の増額、農地費の県営土地改良事業負担金88万円の減額、農業集落排水事業特別会計への繰出金11万7,000円の減額が主なものでございます。

7款1項商工費は25万円の増額で、これは中小企業振興融資残高が増加したことによる増額でございます。

8款4項都市計画費は203万4,000円の減額で、これは下水道事業特別会計への繰出金で、委員から、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金の内容についての質問があり、3年間にわたる事業であることや農業の担い手を対象とした事業であることの回答がありました。

また、秋田県農業信用基金協会の事業内容等についての質問があり、平成6年度に設

立されていた旧町から引き継いだ出資総額は472万円となっているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ631万7,000円を減額し、予算総額それぞれ1億8,238万6,000円となるもので、農業集落排水事業債繰上償還の確定による減額が主なものでございます。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,393万4,000円を減額し、予算総額それぞれ19億6,643万7,000円とするもので、下水道事業債繰上償還の確定による減額が主なものでございます。

委員から、繰越明許費の内容等についての質問があり、平成19年度流域下水道事業の工事で設計変更が生じて年度内完成が見込めないということから繰り越すものであるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ71万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ191万4,000円とするもので、財政調整基金積立金が主なものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）（案）について。

収益的収入の1款1項給水収益の水道料金2,052万5,000円の減額と、1款2項水道加入金548万1,000円の増額が主なものでございます。

収益的支出の1款1項は、原水および浄水費の修繕費51万5,000円と受水費70万円の増額が主なものでございます。

また、1款2項は企業債利息40万9,000円の減額で、委員から、水道料金の収納率についての質問があり、18年度決算の現年度分97%、過年度分89.1%、現年・過年をあわ

せれば96.6%と回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法の規定により平成20年度潟上市一般会計から1億2,736万5,000円以内を繰り入れるものであります。

委員から、農業集落排水事業の将来計画に質問があり、平成20年度において事業計画の見直し時期に来ていることなどの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、下水道事業推進のため、地方財政法の規定により平成20年度潟上市一般会計から7億873万2,000円以内を繰り入れるものとするもので、委員から、下水道事業の計画予定地や普及率・加入率等についての質問があり、平成18年度末、普及率81.3%、加入率78.8%、計画予定地は、天王地区新規で兎玉、継続中のところは蒲沼・天王・鶴沼台・棒沼台・細谷・羽立北野、昭和地区はアミダ堂・新関・野村との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法の規定により平成20年度潟上市一般会計から267万1,000円以内を繰り入れるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入について主なものを申し上げます。

12款1項使用料は、道路占用料で1,149万3,000円、市営住宅413戸分の使用料は7,184万円が主なものでございます。

13款2項国庫補助金は、地方道路臨時交付金3,085万5,000円。

14款2項県補助金は、農業委員会交付金310万円、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金431万8,000円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金198万6,000円、松くい虫防除対策事業費補助金110万5,000円が主なものでございます。

委員からは、住宅使用料滞納の収納率について質問があり、滞納世帯72世帯で、滞納額2,036万円、徴収額365万円で、収納率は17.94%との回答があり、また、18年度には悪質な滞納者に対し、調停申し立てや直接納付指導などを行い成果が上がったことと、

今後も引き続き回収に努めていくとの回答がありました。

歳出について主なものを申し上げます。

6款1項農業費は3億5,330万5,000円で、そのうち農業振興費は3,825万4,000円で、農業振興地域整備計画策定委託料、市病虫害防除協議会補助金、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金、水田農業構造改革対策補助金、転作大豆振興対策費助成金などが主なもので、農地費は4,357万8,000円で、経営体育成促進換地等調整事業委託料、釈迦前地区排水工事、飯塚下地区排水路整備工事、農地・水・環境保全向上対策共同活動事業費負担金が主なもので、農業用施設管理費1,130万1,000円で、農業関係集会施設等の維持管理費と竜毛交流情報拠点施設敷地土留工事が主なものでございます。

2項林業費830万1,000円で、林業振興費の松くい虫防除対策事業委託料、林道整備借入償還助成金が主なものでございます。

3項水産業費は215万5,000円で、種苗放流事業補助金、わかさぎ卵放流事業補助金が主なものでございます。

7款1項商工費は1億5,949万8,000円で、そのうち商工振興費は8,718万6,000円で、商工会補助金、中小企業振興融資制度預託金が主なもので、観光費は6,050万4,000円で、天王ふれあい交流センターとブルーメッセあきた関連施設指定管理料、観光協会補助金が主なもので、地域活性化イベント事業費の1,180万8,000円は天王グリーンランドまつりの諸費用で打ち上げ花火委託料、物品借上料が主なもので、委員から、農業振興地域整備計画策定委託料と農業振興費の助成金についての質問があり、農振の委託については19年度で農家の意向調査をし、20年度に1筆調査等を実施することと、補助金の必要性や、農家負担が軽減される補助事業についての回答や説明がありました。

8款1項土木管理費は9,569万4,000円で、職員および臨時事務職員の人件費と道路改良工事元利償還金が主なものでございます。

2項道路橋梁費は2億7,665万4,000円で、道路維持費1億5,868万4,000円は、除雪委託料、側溝等清掃委託料、道路維持補修工事が主なものでございます。道路新設改良費は1億1,797万円で、道路改良工事、道路用地取得費が主なものでございます。

3項河川砂防費は658万8,000円で、急傾斜地崩壊対策事業負担金580万円が主なものでございます。

4項都市計画費8億8,748万5,000円で、都市計画変更委託料、施設保守管理委託料、公園維持補修工事、下水道事業特別会計繰出金が主なものでございます。

5項住宅費2,071万5,000円は、住生活基本計画作成委託料、住宅補修工事、用地取得造成借入償還金が主なものでございます。

委員からは、除雪機械等購入費補助金の期間について質問があり、ロータリ車とスノープラウについて補助していますが、ロータリ車については20年度で終了し、スノープラウについては継続していきたいとの回答がありました。

また、4項都市計画費2目公園費が昨年対比1,313万6,000円増額になっている主な理由についての質問があり、鞍掛沼公園内にある橋の工事2件と天王スカイタワー空調機更新工事によるものと回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億478万8,000円で、歳入について主なものを申し上げます。

1款1項農業集落排水施設使用料は2,300万6,000円、2款1項分担金191万1,000円、4款1項一般会計繰入金は1億2,736万5,000円、7款1項下水道債は5,200万円です。

歳出について主なものを申し上げます。

1款2項大崎地区排水施設費553万2,000円、3項湖岸地区排水施設費731万2,000円、4項羽立地区排水施設費1,000万2,000円、5項豊川地区排水施設費979万6,000円、各施設の光熱水費、保守管理委託料でございます。

2款1項公債費は1億6,748万4,000円で、事業債の元金、利子の償還金でございます。

委員からは、使用料・分担金の収納状況等について質問があり、当局より、18年度決算における収納率の詳細な回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ17億8,828万5,000円であり、歳入について主なものを申し上げます。

1款1項下水道使用料は3億2,430万1,000円、4款1項国庫補助金は1億6,000万円、5款1項一般会計繰入金は7億873万2,000円、8款1項下水道債は5億6,710万円であります。

歳出についての主なものを申し上げます。

1款1項総務費2億2,982万6,000円、施設保守管理委託料、流域下水道維持管理負担

金、2項事業費は4億6,574万3,000円で、公共下水道事業費および特定環境保全公共下水道事業費、2款1項公債費は10億9,221万6,000円で、下水道債の元金、利子の償還金であり、委員からは、施設保守管理委託料の今後の計画についての質問があり、管路調査については年次計画により毎年実施しており、今年度は昭和・飯田川地区を計画しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ590万5,000円で、歳入について主なものを申し上げます。

1款1項合併処理浄化槽施設使用料は204万2,000円、4款1項一般会計繰入金は267万1,000円で、歳出について主なものを申し上げます。

1款2項合併処理浄化槽施設費は438万8,000円で、浄化槽施設保守管理委託料、2款1項公債費は86万7,000円で、長期債利子でございます。

委員からは、平成20年度に事業が行われない要因について質問があり、まだ未設置の方々に対しアンケート調査をし、老人世帯、経済的困難などが要因であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ44万2,000円で、歳入について主なものを申し上げます。

3款1項基金繰入金の43万2,000円で、歳出について主なものを申し上げます。

1款1項総務管理費39万2,000円で、湖東森林組合賦課金、管理賃金でございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、平成20年度潟上市水道事業会計予算（案）について。

収益的収入について申し上げます。

1款1項営業収益は5億2,604万7,000円で、主に水道料金であります。

2項営業外収益は3,978万2,000円で、一般会計補助金、水道加入料が主なものでございます。

収益的支出について申し上げます。

1款1項営業費用は4億1,043万5,000円で、1目原水および浄水費、2目配水および

給水費、4目総係費、5目減価償却費が主なものでございます。

2項営業外費用は1億3,166万2,000円、企業債利息償還金、水道台帳作成業務に伴う繰延勘定償却費が主なものでございます。

資本的収入について申し上げます。

1款1項企業債6,680万円、2項出資金は806万8,000円、3項負担金は2,599万4,000円が主なものでございます。

資本的支出について申し上げます。

1款1項建設改良費は1億209万2,000円で、取水設備工事請負費、浄水設備工事請負費、配水設備工事請負費が主なもので、2項企業債償還金は3億1,655万円で、企業債元金償還分で、3項開発費は1,305万3,000円で、水道台帳の統合・更新作業委託料で、委員からは、新たに設置する給配水管の延長と関係戸数についての質問があり、関係箇所などについての回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第13号、病院道路敷地の寄付採納願いについて。

本件につきましては継続審査となっておりますが、陳情者から取り下げたいという旨の話がありましたが、理事会の同意が必要とのことでいまだ流動的であるため、全会一致で継続審査とすることに決しました。

陳情第5号、個人所有地にかかわる倒壊擁壁の公費による撤去工事の不当について。

本件は、現地視察をした結果、平成19年10月29日に同じ町内会長から撤去の要望があり、それを受けて当局では、事故発生など危険回避のため、また、公共施設を維持する観点から地域の要請にこたえた形の中で、12月定例会で予算を計上し議会の議決を得ており、予算執行上においても違法・不当性には当たらないことから、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます

○議長（藤原幸作） これで西村産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告がありました、議案第14号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点お伺いをしたいと思います。

報告書の7ページにありますけれども、8款2項道路橋梁費のところでありまして、その項目の後段の方に道路新設改良費1億1,797万円ということで、道路改良工事、それから道路用地取得費が主なものということになって、予算書の方を見ても改良取得という項目で載っておりますが、ここの部分について項目が「新設改良」ということになっておりますが、どの部分が新設というようなところか、その事業費の内容について委員会での審議内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 伊藤 博議員にお答えを致します。

この道路改良新設につきましては、私どもも委員会の方で審査を致しました。そういう中で、まず、道路改良工事の用地取得費につきましては、これは3,300万円ですね、公有財産購入費ということで、3,300万円、これは面積に致しまして4,392㎡、単価が、坪単価2万4,800円というようなこととございます。そういう中で、例えば、これは大

清水跨線橋にかかわることをごさいますして、1億1,797万円の中には例えば大清水の測量設計委託料、あるいは広域農道測量設計委託料、あるいは上江川二田踏切拡幅測量設計委託料、あるいはですね、生活道路の整備、そういうものも含まれております。この3路線ですね。そういうものが含まれての予算でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 加えてもう一つお願いをしたいと思ひます。

今出てきた部分でありますけれども、大清水跨線橋の工事ということで市長の所信の中にも出てきたところありますけれども、この工事につきましてはどれぐらいの工期とひうか、この先どうひう計画で架け替えなり補修なりの事業が行われるかとひうのが委員会の中でどうひう審査になったのか、その点も教えてください。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） お答え致します。

今年はず今言ったように設計測量、あるいは用地費、購入費ですね、そういうものに着手しますけれども、実際の着工につきましては、できれば来年度、21年度から着工したいという説明でございます。

○14番（伊藤 博） 終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第38号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第43号、平成20年度潟上市水道事業会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第13号、病院道路敷地の寄付採納願いについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第13号については、産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、陳情第13号は産業建設常任委員長報告のとおり継続審査することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第5号、個人所有地にかかわる倒壊擁壁の公費による撤去工事の不当について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第5号については、産業建設常任委員長報告のとおり不採択することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、陳情第5号は産業建設常任委員長の報告のとおり不採択することに決定になりました。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。9番佐藤文教常任委員長。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長(佐藤義久) 平成20年第1回定例会で本委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年3月5日、6日、10日

出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸雄、佐藤 昇、佐藤義久

説明当局 教育長、教育次長、各関係課局長

書 記 教育委員会 国体事務局 渡会 満さんを指名しました。

審査の経過と結果

議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について。

歳入について、13款国庫支出金2項1目民生費国庫補助金のうち、2節児童福祉費補助金136万5,000円の増額補正は、次世代育成支援対策交付金で事業費確定に伴うものです。

14款県支出金2項2目民生費県補助金のうち、4節児童福祉費補助金46万3,000円の増額補正は、私立保育園分のすこやか子育て支援事業費補助金で対象児童の増に伴うものです。

6目教育費県補助金183万9,000円の増額補正は、第62回国民体育大会会場地市町村運営交付金で事業確定に伴うものです。

歳出について、10款教育費1項2目事務局費40万3,000円の増額補正の主なものは、児童生徒派遣費補助金で飯田川ファイターズの東北大会出場に伴うものです。

2項1目学校管理費108万1,000円の増額補正の主なものは、各小学校の燃料費の増によるものです。

委員からは、燃料の購入単価の決定方法について質問があり、財政課で決定した契約単価により購入しているとの回答がありました。

7項保健体育費4目国体事務局費1,500万円の減額補正は、秋田わか杉国体潟上市実行委員会補助金で精算に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入について、11款分担金及び負担金1項1目2節保育料負担金1億1,286万5,000円の主なものは、保育料負担金であります。

委員からは、保育園の園児数についての質問があり、産休後すぐに働きに出る母親が増加しており、0歳から2歳児までの未満児が増加傾向にあるとの回答がありました。

12款使用料及び手数料1項8目教育使用料2,581万円は、幼稚園使用料とグラウンドゴルフ場の体育施設使用料が主なものです。

委員からは、グラウンドゴルフ場の使用料の減収と管理・運営についての質問があり、使用料については、利用者の減と各種大会の減免の増加に伴うものと説明がありました。管理・運営については、健康増進のためには必要な施設であり、指定管理者制度も含め検討する必要があるとの回答がありました。

13款国庫支出金 2 項 3 目教育費国庫補助金323万6,000円は、幼稚園就園奨励費補助金が主なものです。

14款県支出金 2 項 2 目民生費県補助金のうち、4 節児童福祉費補助金6,423万1,000円は、すこやか子育て支援事業費補助金および放課後児童健全育成事業費補助金が主なものです。

委員からは、すこやか子育て支援事業の内容について質問があり、生活基盤の弱い家庭に対し、保育料等の負担軽減を図るために行われている事業との回答がありました。

歳出について、3 款民生費 2 項 1 目児童福祉総務費1,620万9,000円の主なものは、広域入所保育委託料およびすこやか子育て支援事業費補助金であります。

また、平成17年度に策定された次世代育成支援行動計画が21年度で終了することから、後期計画策定に向けて、計画の基礎となるアンケート調査を0歳から18歳までの子供を持つ保護者約3,000名に対し実施するとの説明がありました。

5 目保育園費 6 億3,760万7,000円は、保育園 8 園分の維持管理費が主なものです。

委員からは、臨時保育士賃金等について質問があり、20年度は時給820円とし、臨時保育士の待遇改善を図り多様化する保育ニーズにこたえたいとの回答がありました。

7 目放課後児童健全育成費2,240万8,000円は、放課後児童クラブ 7 か所分の運営費および指導員賃金が主なものです。

8 目地域子育て支援センター費491万1,000円は、新たに予算計上しております。これは、地域や社会全体で子育てを支援し、安心して子供を産み育てられるよう、天王保健センター内に子育て支援センターを設置するものです。

10款教育費 1 項 2 目事務局費 1 億1,383万9,000円は、児童生徒派遣費補助金1,000万円と中学生の海外ホームステイ事業助成金331万2,000円が主なものです。

2 項小学校費 1 目学校管理費 1 億8,191万7,000円は、東湖小学校グラウンドフェンス設置工事、追分小学校グラウンド整備工事などのほか、小学校 7 校に自動体外式除細動器（A E D）を設置するための予算計上をしております。

3 項中学校費 1 目学校管理費 1 億1,303万1,000円は、天王中学校電気高圧ケーブル取替工事や羽城中学校の水飲み場新設工事および武道館柔道用畳更新工事などのほか、中学校 3 校に自動体外式除細動器（A E D）を設置するための予算計上をしております。

4 項幼児教育費 1 目幼児教育総務費6,434万7,000円は、幼稚園就園奨励費補助金およびすこやか子育て支援事業費補助金が主なものです。

2目幼稚園費9,972万3,000円は、幼稚園2園分の維持管理費と出戸幼稚園フェンス設置工事が主なものです。

5項学校給食費1目学校給食費1億908万7,000円は、小・中学校10校分の給食施設等の維持管理費が主なものです。

6項社会教育費1目社会教育総務費4,206万8,000円は、分館運営費補助金および社会教育関係団体への補助金が主なものです。

2目生涯学習推進費356万8,000円は、「生涯学習プログラムガイド」の印刷や成人式などの生涯学習関連事業の経費が主なものです。

3目公民館費9,294万6,000円は、公民館分館等の維持管理費および公民館事業の経費が主なものです。

また、上出戸分館体育館屋根および外柱塗装114万5,000円、山田分館トイレ水洗化改修工事107万7,000円予算計上しております。

4目文化財保護費801万4,000円は、文化財の保護、施設等の維持管理費および文化財関係団体への補助金が主なものです。

5目図書館費4,332万8,000円は、図書館の管理運営費でコンピューターの借上料と図書購入費が主なものです。

7項保健体育費1目保健体育総務費3,774万9,000円は、市体育協会やスポーツ少年団体への補助金が主なものです。

2目体育振興費976万8,000円は、各種社会体育関連事業の経費が主なものです。

3目体育施設費1億1,326万4,000円は、社会体育施設26施設の維持管理費と工事請負費が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号、特別支援教育支援員の配置に関する陳情書についてであります。

一人ひとりの教育的ニーズに応じ、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および支援をする特別支援教育の必要性が高まってきております。特別支援教育支援員の配置について、各学校の要望に最大限配慮しなければならないということから、陳情書のとおり願意妥当と認め、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これをもって文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま文教常任委員長より報告のありました議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 1点だけ宜しくお願いします。

保育料についてなんですけれども、ご承知のとおり暫定税率が廃止されまして、保育料は所得税にかかわるものですから、今後、保育料の変動があるのかないのか、そこら辺もし審議されておりましたら宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 藤原議員にお答え致します。

藤原議員からは大綱質疑でも質問ありましたが、学童の関係、保育料の値下げ等について今回予算審議でありましたから当然念頭に置いて、歳入歳出を見て審議致しました。ほかの委員からも特段ご意見がありませんでしたので、お伝え致します。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 審議されたということなんですけれども、変動なるのかならないのか、そこら辺のところをお願い致します。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 先ほど申し上げましたように歳入歳出を見て審議しておりますので、値下げとか値上げとかの話し合いは持ちませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 委員長の報告書の4ページのところの中ほど、地域子育て支援センター費につきましてお伺いを致します。

20年度、新たに予算計上されたという予算でありますけれども、この内容につきまして、ここの報告にあるように「子育てを支援し、安心して子供を生み育てられるように」という趣旨でありますけれども、この具体的に子育て支援、あるいは安心して子供

を生き育てられるためにどのような内容の事業が、どのような体制で行われているのか、当局の説明内容も含めて話し合いの内容を聞かせていただきたいと思います。

またあわせて、子育てと生き育てるところに関しまして、今後、母子健康、あるいは乳幼児の予防接種等の項目までがこの子育て支援センターに含まれていくかどうか。そういう現行体制とどのようにこれから20年度の新しいセンターができたことによって変わっていく点があるのか。さらには、健康課、あるいは保健センターとの連携の仕方はどのように行われて、この新しい予算での事業が展開されるのか、委員会の審査内容を伺います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 子育て支援センターの関係については皆さんから質問等ありましたので、まず最初の委員から質問あった件についてお答えします。

1 施設当たり500万円掛ける3分の2掛ける2施設分、若竹幼児センターと天王の保健センター分ということです。

それから子育て支援センターの設置について意見がありまして、その説明では、少子化や核家族化の進展に伴い子育て機能の充実を図るため、地域や社会全体で子育てを支援していかなければいけない。安心して子供を生き育てられるように地域全体で子育て支援を行うものであると。先ほど申しました若竹センターのうちの地域子育て支援センターでは、12月までに603名の利用者があり、育児講座、手遊び、親子体操でできる体験、それから栄養指導、しつけ教室等の事業の実施をしたと。子育てに関するいろいろな相談も多数寄せられていると。

指導員の内訳は、聞いてなかったかと思うんですが、指導員の内訳については、指導員はですね、追分が2名、補助1名、天王が2名、補助2名、天王A児童クラブが1名の補助2名、出戸クラブが2名、補助2名、東湖児童クラブでは1名の補助員が2名、大久保児童クラブでは3名、補助2名、飯田川児童クラブでは指導員1名、補助1名、計、指導員12名と補助員12名、合わせて24名で行っているというような説明で、先ほど後段ありました件については説明も受けておりませんし、我々も質問しておりません。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） ちょっと項目が違うんじゃないかと。今の説明は、放課後児童クラブの問題での説明内容でなかったかと思いますが、私伺ったのが地域子育て支援センターということで、予算書でいけば77ページにある部分であります。

再度、かみ合わなかったところがありますけれども、子育て支援センターはどのような事業内容かというのが1点めの質問であります。

それから、予算書を見ますと5,000円ではありますけれども医薬材料費というものが置かれたりしてですね、こういう薬代ということでしょうけれども、予防接種等に関連するものかどうか。それに関連して、安心して生み育てることができる体制ということで、支援ということで、母子の保健についてはセンターはどのような役割を果たすのか。その役割を果たしていく上で、健康課、あるいは保健センターとの連携は今後どういふふうになっていくのか。そのことについてお伺いしたところであります。再度お願い致します。

○文教常任委員長（佐藤義久） 伊藤議員、申しわけないけれどもページをもう一回お願い致します。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時04分 休憩

.....
午後 2時04分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） ご指摘のとおり、私一つ余分に説明してしまいました。

地域子育て支援センター費の事業内容と今後の展開はという質問がありまして、先ほど話ししたいろいろな相談も多く寄せられているということで切らせていただきます。指導員の内訳は児童クラブでした。

それから、先ほど保健等々の問題とかについては別段審議はありませんでした。よろしいですか。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 先ほど77ページの予算書のところを示したわけではありますが、この報告書にもあるように子育てをもちろん支援されるというための地域子育て支援センターですが、さらに安心して子供を生み育てられると。まだ生まれていない、これから子供をもうけようという方に対しても地域ぐるみで支援をしようというのが、このセンターの設立の趣旨だと思います。であるならば、妊婦健診の問題だとか、あるいは妊婦教室、そういうものもありますが、そういう事業は保健センターとか健康課と連

携してセンターがどういう役割を担っていくのかというところのご審議内容をお伺いしたかったところであります。再度その辺ありましたらお願いを致します。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時06分 休憩

.....

午後 2時06分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） とりあえず発言していただきましたので、中川副委員長から補足説明をお願いします。

○議長（藤原幸作） 17番。

○文教常任副委員長（中川光博） 私の方から補足ということで説明致します。

ここの予算書にあるとおり、今回の子育て支援センターについてはですね、ハードとソフトというふうにとらえていただきたいと思います。賃金、報償費、需用費、役務費というふうにありますけれども、臨時事務賃金とかですね、講師謝礼、あと、消耗品その他ということでハード・ソフトということで、ハード面についての予算項目が多くなっています。

今、伊藤議員のお尋ねはソフト面で今後母子保健とですね、子育て支援のあたりどうしていくのかという議論あったかということですがけれども、詳細までの議論はありませんでしたけれども、これ、4月からの立ち上げということですがけれども、そのあたりのソフトについての内容については今後ランしながらですね、さらに検討を進めていくだろうと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 最後に致しますけれども、今、副委員長の方からもご説明があったわけですが、20年度の新しい予算でありまして、市長も所信に書き込みをされたところであります。ここの新しい部分につきまして、やや審議がそうであれば足りなかったのかなという感が致します。

今、副委員長から言われましたようにランしながら考えなければならないということではありますが、それでは子育てにはならない、支援にはならないというふうに思います。

やはりじっくりと考えてどう支援するか、どういう事業展開をするかということがじっくりと練られていってからの支援が必要だろうと思います。今後もランしなければわからない部分については引き続き私どもも注目していきますので、これからまた審議を重ねていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第1号、特別支援教育支援員の配置に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号については、文教常任委員長報告のとおり採択することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、陳情第1号は文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

暫時休憩します。再開は2時20分とします。

午後 2時09分 休憩

.....
午後 2時20分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

それでは、これより平成19年補正予算（案）ならびに平成20年度各会計予算（案）について、順次、起立採決をもって行いますので、ご協力お願い致します。

最初に、議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）（案）について採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成20年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成20年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成20年度潟上市水道事業会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

【日程第43、議案第44号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第43、議案第44号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

当局より提案理由の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 今回の追加提案は、国の法律改正に伴う潟上市国民健康保険税条例の一部改正（案）であります。

これは、国保税の特別徴収に関する部分が国会で成立し、今年4月1日から施行されることに伴い、国保税の特別徴収にかかわる関係条例についてのみ追加提案するものであります。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時32分 再開

○議長（藤原幸作） 市長、途中で止めまして恐縮でございます。再開します。

○市長（石川光男） 最初から申し上げます。

今回の追加提案は、国の法律改正に伴う潟上市国民健康保険税条例の一部改正（案）であります。

これは、国保税の特別徴収に関する部分が国会で成立し、今年4月1日から施行されることに伴い、国保税の特別徴収にかかわる関係条例についてのみ追加提案するものがあります。

今回の改正では、国保税の特別徴収と後期高齢者支援にかかわる関係条例を上程すべきところではありますが、後期高齢者支援に関する部分については現在国会で審議中ですので上程できませんので、ご理解のほどを宜しくお願い申し上げます。

なお、詳細については総務部長がご説明致します。

○議長（藤原幸作） 肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、私の方から議案第44号についてご説明します。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例（平成17年潟上市条例第68号）の一部を次のように改正するものとする。

平成20年3月13日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）および国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第324号）が一部を除き平成20年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定の整備が必要となるため、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページですが、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市国民健康保険税条例（平成17年潟上市条例第68号）の一部を次のように改正することではありますが、この各条文については大変難解になってきますので、誠に恐縮に存じますが、参考資料等も結構複雑に入っています。説明については、この中を朗読するような形になりますので簡略に改正の内容を説明したいと思います。

国保税の特別徴収に関する条項を追加するものが主な内容となっております。

国保税の特別徴収対象者は、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主で、年額18万円以上の年金を受給していること。また、国保税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えていないことなどに該当する方であります。

この改正により、本市の特別徴収の実施の予定の時期は平成20年10月からとなるものであります。

なお、この議案の関係の資料につきましては、1枚もので皆さんの方にコピーしたものが、「国保税の特別徴収」というタイトルで1枚のこの用紙ですが、あります。これ

を配付しております。この資料の内容は、国保税の特別徴収に関する規定による対象者、また判定例と、普通徴収は7月、8月、9月で、特別徴収は10月12月、そして翌年の2月で、一例としたもので年税額10万円の世帯の場合の徴収額を記載した資料となっております。

この資料について若干申し上げますと、まず先ほど申し上げましたが、まず、特別徴収についてということの追加でございます。国保の保険税のその対象者については、この資料の方には①、②となっております。特別徴収と普通徴収の判定例も例1から例6まで記載しております。それらについては記載のとおりでございます。

先ほども申し上げました特別徴収実施の予定時期は平成20年の10月ということで、これも一例として年税額10万円の世帯の場合ということでここに記載したとおりでございます。

以上の説明であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 65歳以上の方を今度、年金から徴収ということのようですが、対象となる方は何人ぐらいいるのかということと、あとは年金18万円以上の方が対象ということで、国保税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えないこととありますが、ほぼ半分とられるということなんですけれども、実際に年金額18万円の方は、この潟上市の中で国保と介護を入れればいくら年金ごとにとられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤 正） 11番の藤原議員の質問にお答え致します。

先ほどの対象者でございますが、世帯として約1,200世帯が対象になるものと見込んでございます。

それと、介護保険料と国保の特別徴収の金額については今のところ把握してございません。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。20番。

○20番（西村 武） 単純な質問でございますけれども、近隣市町村の動向というところで、例えば男鹿市、井川、八郎潟、五城目が、この潟上市と同じ20年の10月に予定す

るとなっておりますけれども、この特別徴収ですか、これは国民健康保険税、あるいはそういう納税者に対しましては確かに増額になるものだと思いますので、秋田市の場合はですね、平成21年の4月に実施となっておりますけれども、これはそれぞれまちまちでよいものか、その辺のところはどうなっているのか。もしね、それでよければ、負担を少ない方法を選んだ方がいいんじゃないかなと、区切りのいいところで、と思いますので、単純な質問でございます。

○議長（藤原幸作） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤 正） 20番の西村議員にお答え申し上げます。

特別徴収の時期ですけれども、本来はこの4月から特別徴収ということになっていきます。4月でできない市町村は10月。特別の事情がある秋田市の関係は21年の4月実施予定ということになってございますが、これにつきましては、秋田市の場合は大幅なシステム改修があるということで特別の事情に該当するということで、21年の4月からということになってございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

【日程第44 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について 及び 日程第45 潟上市議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査申出書について】

○議長（藤原幸作） 日程第44、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてから日程第45、潟上市議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査申出書についてまでを一括議題とします。

各委員長から、会議規則第103条の規定によって閉会中の継続調査申出書があります。

お諮りします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2時42分 休憩

.....
午後 2時42分 再開

○議長(藤原幸作) それでは再開します。

道路特定財源の暫定率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書決議の採択等については、議長に一任するというご了承を賜っております。宜しくお願いします。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) そのように決定させていただきます。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

これにて平成20年度第1回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時43分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 赤 平 末次郎

〃 署名議員 藤 原 典 男